

第2回「防府市参画及び協働の推進に関する協議会」会議録概要

開催日時 平成29年12月1日（金）午後6時30分～8時30分
会 場 防府市役所 1号館3階 第1会議室
出席委員 10人（欠席：なし）
概 要 （発言要旨の文章表現は、簡略化しています。）

◎協議事項

- ①防府市の参画の取組状況
- ②新たな参画の手法について

○事務局

定刻になりましたので、平成29年度 防府市参画及び協働の推進に関する協議会の第2回会議を開催します。始めに、資料の確認をお願いします。

本日の会議次第、会議資料No.1「防府市のパブリックコメント」、会議資料No.2「防府市のワークショップ」、会議資料No.3「新たな参画の手法の事例」、以上を事前送付しています。不足する資料等ありませんか。

防府市参画及び協働の推進に関する条例施行規則第6条第2項の規定により本協議会成立を報告。
防府市参画及び協働の推進に関する条例第14条に基づき協議会を公開する旨を確認。

それでは、ここからの進行を委員長、お願いいたします。

○委員長

今回で2回目の会議となりますが、前回の協議会では参画・協働それぞれの現状について事務局から説明いただき、その内容について意見交換を行いました。今回の会議では前回の会議で問題提起された事柄のいくつかについて議論を深めていくということです。参画の中でもパブリックコメントとワークショップ、それから早期の意見募集について事務局の方で準備をいただいていますので、そのあたりを中心に議論していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○事務局

それでは次第「1 協議」の「①防府市の参画の取組状況」ですが、前回の協議会で、パブリックコメントとワークショップについて市民がどの程度理解しているか、それらの単語を聞いても分からない方に対するフォローは必要ないのかといった意見をいただきましたので、現在の防府市のパブリックコメントとワークショップの実施状況について、事例も交えた資料を配付しています。主に市民等に対するパブリックコメントやワークショップという手法についての周知や広報について意見をいただければと思います。現在、事務局において、パブリックコメントは実施マニュアルの改訂作業をしており、ワークショップは実施に関する指針を作成する予定にしていますので、いただいた意見は、それぞれのマニュアルや指針の作成にも生かしていきたいと考えています。

まずはパブリックコメントについて説明します。資料は会議資料No.1「防府市のパブリックコメントについて」です。資料ではパブリックコメントとはどういうものかという説明を「防府市参画及び協働の推進に関する条例」の解説から抜粋しています。その後に記載のある防府市におけるパブリックコメントの実施方法については、市民活動推進課が手順を示した資料を作成し、庁内で共有していますので、それによって本市の一般的なパブリックコメントの流れについて説明します。

「1. 計画や条例等の案の策定とパブリックコメント実施の判断について」ですが、実施機関（各担当課）が計画や条例を策定または制定したり、改正したりする場合に、その「案」がパブリックコメントの対象となる案件かどうかを判断します。対象案件は防府市パブリックコメント実施要綱に、パブリックコメントの対象は、防府市参画及び協働の推進に関する条例第9条に規定する参画の対象とすると定めています。

防府市参画及び協働の推進に関する条例（抜粋）

（参画の対象）

第九条 市長等が参画の機会を設ける対象は、次に掲げるとおりとする。

- 一 市の基本構想、基本計画その他市政の各分野における政策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更
- 二 次のいずれかの事項を含む条例の制定又は改廃
 - イ 市政に関する基本方針を定める事項
 - ロ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する事項
 - ハ 市民等の生活、事業活動等に重大な影響を及ぼす事項
- 三 広く市民等の公共の用に供される施設の設置に関する計画等の策定又は変更
- 四 前三号に掲げるもののほか、市長等が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、市長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、参画の対象としないことができる。

- 一 法令等の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
- 二 市税等の賦課徴収及び分担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの
- 三 軽易な変更等
- 四 市長等の内部の事務処理に関するもの
- 五 緊急その他やむを得ない理由があると認められるもの

3 市長等は、前項の規定により参画の対象としなかったことについて、市民等からその理由を求められたときは、当該市民等にこれを説明するものとする。

「2. パブリックコメント実施予定について」ですが、パブリックコメントを実施することにした場合には、まず1か月程度前から市のホームページに実施予定を掲載します。このときは、案件の名称と概要、実施時期等の予定と所管課の掲載のみです。

その後、実施1週間前までに市議会議員への説明会を開催します。これらは必須ですが、それ以外の事前周知については各所属で判断して行います。

「3. パブリックコメント実施中（意見募集、計画等の案の公表）について」ですが、点線で囲んだところがパブリックコメント実施に関する基本的な考え方です。パブリックコメント実施時の資料は案の全体版と概要版、その他関連資料とし、市民の方が理解しやすいような資料を公表することとしています。なお、現在は特に記載していませんが、作成中のマニュアルにはメールやFAX等による意見提出があった場合には、提出者に対して意見を受け付けたことを知らせよう努める旨の記載を追加する予定です。これは、以前本協議会でいただいた内容を基にした修正となります。

実施に当たっては、資料記載の①～⑤の方法を用いて周知を行っています。「②市ホームページへの掲載」については、市ホームページは事案を選択すると該当する事案の専用のページが開くよう設定されており、必要な情報や意見の提出方法等が記載されています。「③閲覧場所への資料の備え置き」については、各担当課以外の共通の閲覧場所に紙媒体での資料閲覧ができる場所を設けています。なお、資料掲載の写真は、市役所1号館1階子育て支援課前の閲覧コーナーです。「④報道機関への情報提供」までを必須とし、「⑤その他」として記載のある広報ナレーションやFMわっしょい、ちらしの作成は任意としています。なお、11月1日から30日まで実施していた都市計画課が担当の「防府市の都市計画に関する基本的な方針（案）」と「市街化調整区域における土地利用の方針（案）」については、FMわっしょいに出演し、計画（案）についての説明に併せてパブリックコメント実施の広報を行っています。

「4. パブリックコメント受付終了について」ですが、意見募集の期間が終了しましたら市のホームページを更新します。資料作成時は事案が掲載されていませんでしたので、「該当している事案はありません」となっていますが、受付終了から結果の公表までの期間は、事案の名称や募集期間等が掲載されます。

その後は、「5. 提出された意見の検討及び反映」、「6. 意思決定」という流れになります。いただいた意見を検討し、できる限り反映するよう努め、計画や事業の最終案を策定します。

「7. 実施した結果の公表」では、「提出された意見の概要」と「提出された意見に対する市の考え方」を公表します。また、提出された意見を基に計画等の案を修正したときはその内容も公表します。公表手段については、「①市広報への掲載」、「②市ホームページへの掲載」、「③閲覧場所への据え置き」、「④報道機関への情報提供」、「⑤市議会議員への情報提供」を必須としています。なお、文書閲覧による公表は1か月程度としていますが、市ホームページでは過去3年分の結果の閲覧が可能です。

最後に、「8. パブリックコメント終了後」ですが、意思決定した計画・事業等については市のホームページのトップページへ掲載するとともに、必要に応じて関係機関等へ配布する等、周知に努めることとしています。

資料の最後には参考として市ホームページ内の「パブリックコメント」のトップページと「防府市パブリックコメント実施要綱」をつけています。

以上が、本市のパブリックコメントの全体的な流れです。

○委員長

パブリックコメントに関する非常に具体的な流れについて説明をいただきました。質問、あるいはこうしたら良いというような具体的な意見などありましたらお願いします。

○委員長

会議資料No.1のはじめにパブリックコメントについての説明があります。こちらは条例解説から抜粋

と言うのですが、実際にパブリックコメント実施の際のホームページにもこのような説明はあるのでしょうか。

○事務局

資料の7ページをご覧くださいと、「パブリックコメントとは」ということで簡単な説明を載せています。

○委員長

パブリックコメントのページの最後のあたりにこの内容が入っているのでしょうか。実際のホームページの見え方としてはどのようなかたちになっているのでしょうか。

○事務局

市ホームページのトップページ左側に様々な項目が特出しされています。その中に「市民の声」というコーナーがあり、「パブリックコメント」という項目があります。そちらを開いていただくと、資料掲載のページが開き、実施予定、実施中、実施終了、実施結果とそれぞれ入っていくというようなかたちになります。

○委員長

市民の声の中の「パブリックコメント」をクリックしていただければ説明が見られるということですね。

○A委員

参考までに、昨日まで募集されていた都市計画課のパブリックコメントにはどのくらい意見がありましたか。

○事務局

事務局で確認しておりませんでしたので、次回までに確認します。

○A委員

調整区域に家を作れるようになっていたものをやめようという内容が含まれていますので、(該当地域に)農地を持っている人にとっては大きな関心事だと思います。ですから、市民が知っていればかなり意見が出ると思いますので、もし意見が少ないようであればパブリックコメントのあり方やPRのあり方が問われるのではないかと思います。

○B委員

A委員が仰ったことは、この計画の内容をご存知だから出た意見だと思います。私はこの内容をよく知らずに、実際に防府市のパブリックコメント実施中の案件について印刷して見てみたのですが、立派な素案と概要版が出来ており、なるほどと思いながら見る程度で、これに意見があるというのはどんな人なのだろうと思ったくらいでした。

○A委員

2ページの市広報への掲載にしても、主な点が箇条書きでもされていれば本気で見ようかという気になるかもしれませんが、一般の市民の方には事案の名称を書かれても興味をひくことには繋がらないかもしれませんね。

○C委員

前回、パブリックコメントの募集を計画段階から行なってはどうかという話がありました。そのときに私が疑問に思うのは、審議会がどういう時期にどういう課題で進行しているのかが一般の人には全く分からないということです。今こういう議論が起こっていると言うことを、あらかじめどこかで告知する手段があっても良いのかなという気がしました。どういう審議会が進行中かということさえも中々つかめないので、以前、どういう内容の審議会が立ち上がっているかを体系的にまとめたものがあると良いと提案しました。それはまだ出来上がっていないと思いますが、そういうところを切り口にして市民がまちづくりの動きであるとか、都市計画についてであるとか、そういった知識を得ることが出来る手段が欲しいと思います。

○委員長

今の意見を実現しようとしたときに、どんな方法が考えられるでしょうか。進行中の案件や審議会の一覧表といったイメージでしょうか。

○C委員

防府市の中でホットな話題はどういう審議会で行っているかであるとか、そういうことを知る手段がないのかなということです。

○委員長

おそらく、探していけばあるのだと思いますが、それをもっと簡単に見つけられるようにというような話でしょうか。そういった仕組みというのは、手軽に作れるものでしょうか。

○事務局

例えば、防府市では会議録の公開を推進していますので、現在開催中の審議会という項目をつくって、その中からそれぞれの審議会等を見ていただくというようなかたちは考えられると思います。内部的なものや公表していないものもありますので、全ての審議会等とはいえないかもしれませんが、そういうかたちは可能かもしれないとお話を聞きながら思いました。

○C委員

まずは市民に関心の高いような審議会について対応できるかというところですね。それがパブリックコメントなどの他の参画手法を用いる際にもその（案件に対する）関心度につながるのではないかと思います。

○委員長

市民の関心を高めることも狙いのひとつということですね。今の意見については、実現可能であれば可能な範囲で取り組んでいただければと思います。

○副委員長

パブリックコメントでいただいた意見をどの程度反映するかに関しては、基本的には（案件ごとの）担当課に一任というかたちになるのでしょうか。

○事務局

案件によってはパブリックコメントの後に審議会を行い、審議会の場で諮るという場合もありますが、基本的に、最終的な判断は担当課ということになるかと思います。

○副委員長

色々な意見が出ると思いますので、施策に反映すべき意見か、個人的な意見かという判断が非常に難しいところになってくると思います。防府市に限らず、他の自治体でも同じですが、どのように判断するかの手続きとしての担保について、自治体ではどのように考えておられるのでしょうか。

○事務局

案件によっては議会に対して説明を行う等しており、必ずしも全てを担当課で判断しているわけではありません。

○副委員長

ある程度いくつかのフィルターを通すようにしなければ、中々意見を出した側が納得できないことがあります。何故自分の意見が反映されないのかといった不満はどこかのまちでもある話なので、行政の側としても意見を聴取するのは良いのだけれども、その扱いをどうするのかというのは難しいところだと思います。意見の扱いがどうなっているかというのは、中々市民の側には届きませんので、例えば議会を通して議論していただいているであるとか、この協議会の場で報告するであるとか、意見が大事に扱われていることを示すことも大切ではないかと思います。

○A委員

意見の取り扱いという面から見ても、パブリックコメントをする際には、素案の素案というような段階で意見を取らないと、回答の多くは対応できませんというものになってしまいます。何度かパブリックコメント実施結果のホームページを見ましたが、字句の訂正程度なら修正されることはあっても、本題については審議会や内部で固めた状態で出てきますので、これはほとんど動きません。

そこで、素案の素案という段階で意見募集を行えば、少しは意見が反映されるのではないかというのが前回の意見です。

○委員長

今の意見については次の議題（「②新たな参画の手法について」）に入ってくると思いますので、一旦

大事に取っておきたいと思います。

○D委員

パブリックコメントの実施要綱について、意見を出される方に求められているのは「住所」、「氏名」、「電話番号」となっています。意見提出者の傾向を分析するために、例えば年齢や性別、学生か社会人かなどを聞くことも考えられると思いますが、それが出来ないというのは何かあるのでしょうか。そういったデータがあれば、こういう案件にはこういう人の関心度が高い、それならばどうするというような分析につながるとは思います、いかがでしょうか。

○事務局

受付条件として住所や氏名を記入していただくのは、提出する意見に責任をもっていただくという意味合いですので、分析のためにとっているわけではありません。例えば働きかけをしていく中でそういった分析が必要であるということであれば年齢や性別などを（記入していただき）分析することは可能であると思います。

○D委員

計画に対して意見をいただくというところからもう一歩踏み込んだところで、こういった機会を通じて市民の関心度の調査を行うことも参考になるのではないかと思います。

○委員長

件数があまりにも少ないと中々うまくいきませんが、パブリックコメントに限らず、アンケートなどではよく30代男性、会社員というような表現がされますね。可能な範囲で取り組めば意味があるのかなと思います。

○B委員

私はパブリックコメントをしたことがないのですが、意見提出の際にどこで閲覧したかということも分かると、その周知方法の有効性が見えてくるとは思います。

○委員長

今の意見についても、パブリックコメントの機会を使つての分析ということですね。問題があるとすれば、あまり項目を多くしすぎると意見を提出する側が何故そんなことを聞くのかと警戒してしまわないかという点がありますが、それは何のために聞くのかを明記したり記入を任意にしたりすれば良いのかもしれないですね。

では、続いてワークショップについての議論に入りたいと思います。これは昨年度の会議の際にワークショップについての議論があり、前回の会議でもワークショップという言葉自体や周知のあり方について意見がありましたので、まずは事務局からワークショップの現状について報告いただければと思います。

○事務局

会議資料No.2「防府市のワークショップ」について説明します。

まず、ワークショップについての説明ですが、こちらもパブリックコメントと同じく「防府市参画及び協働の推進に関する条例」の解説から抜粋しています。

ワークショップについては、昨年度、本協議会でも意見をいただいたとおり、活用が進んでいないところです。昨年度もいくつかワークショップを実施したということで前回の資料にも記載しておりますが、多くは外部委託しており、それ以外についても特定の関係者を集めて開催したものでした。今回、事例としてお示しした「みなとワーク」も、昨年度、防府商工会議所に業務委託し、実施されたものですが、この事例では広く市民から参加者を募っていましたので事例として紹介させていただきます。

このワークショップは、潮彩市場防府周辺の山口県が所有する土地の活用方法を、ワークショップの手法を用いて一緒に考えることを目的に実施されました。

参考までに開催内容を紹介させていただきますが、全4回の開催で、開催日ごとの参加人数やテーマについては開催状況として記載しています。参加者の募集方法は次ページに記載していますが、市のホームページ、防府市の地域情報サイト、地域無料情報誌に掲載したほか、チラシを作成し、市内各所に配布しています。

ワークショップの成果としては、参加者から出た意見を集約し、3点を市民からの意見として防府市から山口県へ提出しています。

前回の協議会の際、F委員からの意見にもありました、ワークショップとは何かということについては、調査した限りでは特に説明等はありませんでした。

今一度ワークショップという手法について市民の方に知っていただく、周知・広報を行うことは必要ではないかと思しますので、そのあたりも、ワークショップの運営の指針、マニュアルを作成する際には盛り込む必要があるのではないかと考えています。

ワークショップについては以上です。

○委員長

確かに、ワークショップ形式で行うという形で記載があり、ワークショップという言葉については分かっている前提での周知という印象ですね。そもそもワークショップとは何かということが分からない方にとっては良く分からないのかもしれませんが。

ワークショップについて、現状に対する質問や意見等ありましたらお願いします。

○E委員

ワークショップという手法についてはどなたでもイメージがつくと思いますが、そのイメージによっては面倒という印象をもたれる方もいらっしゃると思います。市民がワークショップについて理解する前に、行政職員の中でワークショップは大事な参画と協働の手法だということを理解いただいている方は多いのでしょうか。

○事務局

そのあたりが事例の少なさに繋がっていると思うのですが、事例が少ないと、職員にもワークショップでの成功体験が少なく、ワークショップをやって本当にうまくいくのだろうかという疑問に思っている

職員が多いという印象を持っています。今年のファシリテーター研修の際にも、同じテーブルの職員に職場に持ち帰ってワークショップを活用してみようと思いますかと尋ねたところ、少しハードルが高いとのことでした。ワークショップの活用にあたっては、こういうことをすればワークショップが活用できるということをしっかり職員に伝えていかなければいけないと考えています。来年度もファシリテーター養成講座を計画していますので、その場においてワークショップを研修していきたいと思っています。

○E委員

出来れば新人の頃にワークショップの研修を受けていただくことで、ハードルを下げていただければと思います。

○委員長

ワークショップを行う際の動き方や方法を習得するためにファシリテーターの研修をしてはおられるということですね。必ずしも職員全てがファシリテーターをしなければいけないかは別として、そういうことが分かっているならば、事業計画を立てるときにファシリテーターをプロの方をお願いするかどうか、そういったアイデアがずっと出てくるという面もありますね。そういうイメージを持っていないければ、事業計画を立てるときにも出てきませんので実施しないということになります。

○F委員

この事業については委託を受けてそれをまた外部に委託したかたちになるのですが、結果的には良いものになったと思っています。是非、庁内でファシリテーターを養成していただいて、いずれは協力して実施できる体制になっていけば良いと思います。

○C委員

ワークショップについては、どういうテーマを取り上げるべきなのかが一般の市民は中々掴めません。事例研究をつくっていくことで、それが見えてくると思います。

例えば自治会でもワークショップに近いことをしています。それは、災害時にどこに逃げれば良いか皆で地図をつくっていったり、介護が必要な高齢者に対する連絡体制作りだったりするわけですが、それを広く皆さんに知っていただくというのは難しくもあります。事例研究をどんどん足していき、それを参考に広げていくということも必要かと思います。

○委員長

先ほどの話は行政職員の方という話でしたが、今の話は市民の方に馴染みを深めていただくということですね。

○C委員

地域の課題や社会的課題というものに対しては市の取組、市民の取組がありますが、到達する目標は同じはずですから、どこから（テーマが）出ても良いのではないかと思います。

○委員長

ワークショップであれば、皆が対等な立場で意見を述べられて、それによって自分が考えていなかったようなことを教えて貰えたり、自分が個人ごとと思っていたことが他の人とも共有できることだと知ったりという効果があります。地域レベルで気軽にワークショップが出来るようになると、ぐっと課題の共有や解決に向けた意識が高まると思いますが、それをしようとする、例えば自治会や町内会の集まりのときにちょっとこういう手法でやってみませんかと提案していくというようなことを繰り返しやっていくことになりますね。

○C委員

地道な活動ですね。

○委員長

（市民活動支援センターでは）そういった予算があれば対応できるのでしょうか。

○E委員

地域に広げて行こうと思えばマンパワーは必要だと思います。

○委員長

山口市内の例ですが、地域の方がワークショップの手法で課題解決に取り組まれ、はじめは戸惑っておられましたが、何回かやるうちに慣れてきて楽しんでされるようになったところを間近に見たことがあります。それだけの力が（地域には）あるんだと驚いたものです。地道な作業ではありますし、楽観的かもしれませんが、やっていけば間違いなく効果があると思いますので、少しずつでも取り組んでいただければと思います。行政職員も一般市民の方も両方がワークショップに馴染んで、その良さをいかしていくことを考えていけるようになればということですね。

○G委員

20人くらいしかいないワークショップでも有意義なワークショップもあるので、有効性はかなりあると思います。そういったワークショップの有効性はここに居られる方は様々な体験の中で分かっていると思いますが、パブリックコメントと一緒に、せっかく参加して意見を出したのにその後が疎かになると次につながりませんので、ワークショップをした成果の公表やフィードバックがあるのかないのかが気になります。あとは、この参考事例について、5月から6月に実施ということですが私もここで見えるまでは知りませんでした。どこの団体も委託を受けられたところは様々な手段を使ってワークショップをPRし、参加者を募るのですが、当日の日柄など様々な条件によって全く人が来ないということもありますので、委託先も困るところだと思います。そのあたりは行政と委託先との知恵の出どころだと思います。

また、広報についてですが、こういったチラシはやはり公民館とかに置くことになるのでしょうか。

○事務局

それ以外のところというのが難しくはありますが、チラシの配置やポスターの掲示について市内のス

ーパーマーケットなどから徐々にご協力をいただけるような動きも出てきています。

○B委員

ワークショップの結果についてですが、ワークショップは課題を抽出する方法としては非常に良い方法ではないかと思います。私も2年前に歴史を活かしたまちづくりのワークショップに出たのですが、このワークショップでは課題の抽出は行いますが、課題を解決するところまではそのワークショップの中では行かず、課題の抽出までで終わっています。現在はワークショップに出たメンバーの中で有志が集まって課題解決に取り組んでいるという状況です。ですから、その効果というのは考え方によっては非常に良い手法ではないかと思います。

○委員長

今のお話は非常に大事なお話で、ワークショップの効果というのはワークショップだけではなくて後の展開にあるということですね。明らかにそこに参加された方の意識が一段、二段と高くなるということで、全員が活動に移行するというわけではなくても、それがきっかけで活動団体へつながるということもよく聞く話ではあります。そういうこともワークショップの効果の説明に加えられると良いかもしれません。

○A委員

事例紹介されているワークショップの参加者は70人ということですが、参加者の中に80代の男女という記載があります。これは何人くらい居られたのでしょうか。というのは、チラシなどには全てワークショップと書いてあるのですが、年配の方がよくワークショップというものをご存知だったなと思いました。

○委員長

何かお誘いを受けたのかかもしれませんね。

○G委員

イメージ的にはそういう風に感じられるかもしれませんが、私は10数年前に初めてワークショップに参加しました。そのときに60代の方であれば80歳くらいになりますし、そういった方もいらっしゃると思います。

○A委員

しかし、30人ずつ集める予定が半分から3分の2ほどの出席者に落ち着いていますので、やはりより多くの方に参加していただくにはワークショップとはいうところはあった方が良いのかなという気はします。

○F委員

参加者を募集しようとしたときに、中々集まらないという中で、こちらは分かっているからワークショップと使っていますが、この言葉についても意味が浸透しているだろうか、次回以降はそのあたりも

考えてやっていこうという話がありましたので、前回の意見になりました。

○A委員

よくあるワークショップでは、直接働きかけをして特定の団体から何人出してというような形が多いと思います。この例にあるような全くフリーで一般市民から出ていただくというのは珍しいのではないかという気がします。

○C委員

私は、仕事上でワークショップを行う事が多かったので、そういう経験のある人は分かっているのですが、経験のない人には新たに知識を与えてもらわないといけませんから、そういう意味ではやはり説明が必要ですね。それはワークショップとは何かに留まらず、事例研究も含めてですね。

○F

あとはワークショップとして募集するのではなく、もう少し噛み砕いた表現で募集するとかですかね。

○委員長

「話し合い」というとまた堅いのでしょうか。おしゃべりしましょうというようなイメージでしょうか。

○F委員

ただ、人数は少なくとも集まってこられる方は意識をもって集まってこられますので、中身的には良いものになると思います。もう少し裾野を広げ、テーマに関心を持っていただくという意味ではまた違ったアプローチがいるのかなと思いました。

○B委員

要するに何を話し合うのかというテーマで行く人は興味を持つわけです。ですから、そのことに対してどういう方法で打ち合わせしますかというところで、ワークショップでありワールドカフェといった手段があるということです。切り口をどう捉えて出していくかが問題で、こういうことがいつあったんだということもあるかもしれませんが、興味があれば注目するのではないかと思います。

○委員長

ワークショップの楽しさ、面白さを知っている人はワークショップということで気をひけるかもしれませんが、分からない人はワークショップといっても何のことか分からないので、その点よりもむしろテーマ（テーマの設定、テーマの見せ方、内容）が面白ければということですね。

○G委員

先ほどホームページでパブリックコメントのページに入り込んだら募集中の案件があるということでしたが、これも同じように入り込んだら開催中のものや募集中のものが出るというようなかたちにも出来るのではないのでしょうか。

まちづくりも大事だとは思いますが、そういうツールがないと情報収集が難しいかもしれません。

○F委員

直接的に伝えようとはするのですが、それが一方通行になっていないかというのは考えていかなければいけないかもしれません。

○委員長

集まってこられる方の専門性や知識、経験によって運用を変えないといけませんね。運営する側は大変でしょうけれども、分かっている人たちだけが来られるワークショップと、よく分からないけど関心があるから来てみましたという人が疎外感を覚えないようなワークショップとでは大分違うような気がしますね。

○C委員

テーマによっては法律に関わるものや人権に関わるものもありますので、そのあたりを理解した上でテーマを設定しなければいけません。誰でも良いから集まって話し合えるテーマと、専門性が求められるテーマとがあると思います。

○委員長

非常に大事なところですね。目的やテーマ、趣旨によって多少知識のある方を想定しているということがあっても良いのかもしれませんね。その他、何かありますか。

○事務局

先ほどA委員から質問いただいた80代の男女については、事務局で正確には把握していませんが、少なくとも男女それぞれ2名ずつは参加しておられるようです。

それから、ワークショップに関連してひとつ紹介します。市役所に接遇向上委員会というものがあり、毎年、研修と委員会を開催するのですが、今年はワークショップの手法を取り入れて行なってみようということで計画しています。まずは市役所の中だけの集まりではありますが、こちらも昨年度のこの協議会からの意見書を受けての取組ですので紹介だけさせていただきます。

○委員長

特別に意識せずにそれ（ワークショップ）でやろうかとなることが理想ですから、地道に取り組んでいくことが大切です。

では、続いて先ほどA委員からも意見のあったところでもあります、「②新たな参画の手法について」ということで、2つの自治体の例を事務局の方で調べていただいているようですので、紹介をお願いします。

○事務局

会議資料No.3「新たな参画の手法について」をご覧ください。

前回の協議会でA委員から、パブリックコメントのような素案の段階ではなく、素案よりも前の段階

で意見を求め、意見募集の時期を２度、３度と設けること、案を作る段階で意見を募集することで、より意見が反映されるのではないかといった意見をいただきました。

この早期の意見募集について、他市事例として筑紫野市と東京都の事例を資料としています。まず、筑紫野市の「第五次筑紫野市総合計画の策定に向けた意見の募集」の事例を紹介します。

これは平成２６年に実施され、平成２８年度からの総合計画策定に向けて、市民の方からまちづくりの課題や今後のまちづくりに必要だと思うことについて意見を募集されました。また、意見募集と同時期に、市内各所で市民説明会を開催されています。説明会には計１４７名が参加され、総合計画の説明や市の現状説明に合わせて、参加者からの意見や提案を受けておられます。市民説明会の場では意見や提案をいただいたようですが、ホームページを通じた意見の提出はなかったとのことです。

また、寄せられた意見や提案がどのように反映されたかについて筑紫野市に尋ねてみましたが、募集時に示してあるとおり、参考資料として活用したとのことで、個別にこの意見を取り入れた、というようなことはないとのことです。

次に、東京都の事例ですが、『「東京都ＩＣＴ戦略（仮称）」の策定に向けて 基本的考え方と主要施策の方向性』についての意見募集です。こちらは「東京都ＩＣＴ戦略」を策定するに当たって、東京都が示した『「東京都ＩＣＴ戦略（仮称）」の策定に向けて 基本的考え方と主要施策の方向性』、ここでは策定の背景や戦略の位置付け等も併せて示されています。これらについて意見を募集し、参考にしながら戦略の策定をしていくとのことです。こちらについて、意見の提出状況を東京都に確認しましたところ、提出された意見に対する東京都からの回答は戦略の公表に併せて行うため、現時点で意見の提出の有無や件数等は答えられないとのことです。今年度の冬頃を目処に策定されるとのことですので、意見の提出状況は随時確認したいと思います。

筑紫野市では、計画策定に当たって市民と行政との課題についてというテーマで意見を募集しておられ、東京都では素案より前の段階で行政側の考え方や方向性を示して自由に意見を募集するという手法で取り組まれています。パブリックコメントとは異なる時期や方法で意見を募集されている事例として２つの事例を紹介させていただきました。事務局からの説明は以上です。

○委員長

東京都については現在実施中の案件ということで結果はいただけなかったということですが、こういったかたちで実施しているところもあるということですが、委員の皆様からの意見、質問等ありましたらお願いします。

○Ａ委員

この筑紫野市の案件というのは、防府市でいうところの新庁舎建設に関する説明会で意見募集をしたものと同じスタイルかなという気がしました。防府のデザインプラザで行なったときにも、意見がかなり多くありました。やはり、耳で聞いて頭で判断して意見を出すというのは、結果論から見ても有効な方法なのではないかと感じました。

○委員長

筑紫野市の例でいうと総合計画をつくる委員会なり審議会があって、提案された意見についてはその場で紹介されて委員の方が議論されるということですよ。

○事務局

参考までに筑紫野市の市民説明会の公開結果等というものがホームページに公開されていたので配付します。防府市の庁舎建設の場合と少し違うのは、説明会の際には1つ前の総合計画と市の現状について説明をされたということで、総合計画の案を持って説明会をされたわけではないという点が、早い段階での意見募集という意味で良い点ではないかということで紹介させていただきました。

○A委員

市庁舎の位置についても、説明会の段階では決めたわけではないということでしたので、そういう意味で似た案件だとは思います。

○委員長

今いただいた資料に、説明会で寄せられた主な意見というところがあり、これらを意識されながら議論をされたというところですね。総合計画ですから範囲が広く、意見を出しやすかったのかもしれませんがね。理想としては何でもした方が良いのですが、これを実施しようとしたときにかかるコストの問題があります。手間がかかる、あるいは実施することによってリスクを負うということになれば中々取り組みづらいところではあるかと思うのですが、このあたりはいかがでしょうか。そのあたりの懸念は事務局の方で持っておられますか。

○事務局

案を示しているわけでもなく、市ホームページでテーマを提示して意見を募集していますという程度であれば、大きな予算がかかるわけでもありません。また、市民生活に直結するような案件であれば意見募集をするかしないかに関わらず、市民説明会等を行う必要はあると考えますので、その時期を検討すれば十分に実施可能ではないかと思っています。

○C委員

もうひとつ、実際に可能かどうかは分かりませんが提案です。審議会や委員会の場で傍聴が出来るようになっていますが、今は傍聴者の発言は一切受け付けてもらえません。委員会の委員は非常に限定されていますので、数を増やすのは難しいと思いますが、関心のある市民が傍聴に来られますので、そういった方の意見を反映するというのは可能でしょうか。

○事務局

傍聴者の意見を審議会等の委員の意見と同等に扱うということは難しいと思います。公募の方も含め、委員の皆様は相応の責任を持って会議に出ておられますので、そこでされる発言と傍聴者の意見とを同等に扱うかというのは各審議会等において判断される必要が出てくると思います。

○C委員

意見ですから、ひとつの意見として審議会等で取り上げるということはあるのではないかと思います。

○委員長

そこは審議会等の委員の資格や立場もありますので、会議の場で傍聴の方が発言されるということは無理でしょうけれども、例えばそのときの議論についてこう思ったなどの意見をいただいて、次回の会議の際に紹介するということはありえなくはないと思いますね。その上で、いただいた意見を委員が見て、その意見は違うということであればそれまでのことですが、それに関しては何かハードルがありますか。

○事務局

前回、E委員から参加した委員の方からアンケートを取ってみてはどうかという意見がありましたが、その範囲を傍聴者に広げると、審議会自体の改善点というのが見えてくるかもしれませんし、外部からの評価という意味でも、そういうのも良いかもしれないと思っています。

○委員長

意見をいただいたときに、その意見をどう反映したという風にお返ししないといけないというような、そういったハードルはあるかもしれませんが、会議をより良いものにするためにご協力いただくという意味で、結果を必ずお返しするという風に考えなければ色々な意見がいただけて良いのかもしれません。確かに、傍聴に来られる方は非常に強い関心を持っておられるわけですから、参考になる可能性はありますね。

○F委員

良い方に行けば良いのですが、妨害を目的に来られた場合等はどうなのかなという気はしますね。

○委員長

そういう意味でも、会議中の発言は許してはいけませんよね。

○A委員

会議中の発言は出来ないでしょうけれども、終わった後にその日の会議に対する意見を紙で出すことについては問題ないように思います。それをどう扱うかについては次の会議のときに委員がどうするかだけですから、それほど差し支えませんし面白いかなと思います。

○D委員

意見の聞き方次第ですね。

○委員長

委員の方もどんな風に会議が見えているのかが分かって面白いかもしれませんね。意見を参考にさせていただくかは委員が判断するという扱い方であれば良いのではないですか。

○A委員

会議録を公開しておられますが、その会議録をみてどう思うかというような意見募集はしていません

よね。それでも良いのかもしれません。

○委員長

公開しているわけですから、可能ではありますね。そこからも意見が出るくらいになれば参画の度合いが非常に上がっているといえるかもしれません。

○E委員

審議会ではないですが、協働事業提案制度の公開プレゼンテーションの際にはアンケートをとっておられ、積極的で良いなと感じました。

○G委員

公表して市民が参加するという場では、色々な方がいらっしゃいますので、一定のルールは説明した上でアンケートというかたちが良いのかなという気がします。会自体は限られた時間の中で進行しなければいけませんし、それに向けて準備をして来られている方も居ますので、そういう場ではアンケートが適切だと思います。

○委員長

そういった意味では、アンケートという方法は意見収集も出来ますし、一旦時間を置いて考えることもできる良い方法ですね。

○副委員長

（意思決定の）プロセスの中に、例えばパブリックコメントのような意見をいただく正式なルートがあると思いますので、この場でもあの場でも良いというようにしすぎると、委員という立場であったり、物事を決めていく場所の意義だったりが薄くなってきます。意見のある方は公募に応募していただいたり意見募集であったりという場が開かれているわけですから、そういう意味でも先ほどの意見は仰っておりだと思います。

○C委員

先ほど、マニュアルを作るとおっしゃっていましたが、そういうものの中にそのあたりの趣旨が盛り込めれば良いと思います。傍聴者を含めた出席者にはそのマニュアルはいくわけですよね。

○事務局

マニュアルは庁内で共有するものと考えています。

○C委員

そうすると、口頭で説明することになるということですね。

○事務局

もしアンケートをするということになれば、口頭で説明することになるか、開催案内に記載するであ

るとか、そういったかたちでも十分に公表出来ると思います。

○委員長

傍聴の際のルールについては文書化されたものがあるのですか。

○事務局

あります。

○委員長

では、それに書き足していくようなイメージで良いかもしれません。

○C委員

傍聴者の意見が届くか届かないかというのは大きく違うと思います。

○委員長

副委員長の仰るように、線引きは必要ですが、良い意見、参考になる意見というものは少しでも取り入れたいですから、そういう意味では良いかもしれません。

では、事務局からの説明でも早い段階からの意見募集について実施することは十分可能であるということでしたから、あとはどういったものを扱うかという判断ですね。委員の皆様の意見としては、出来るのであれば反対という意見はないようですので、やってみてはどうかと思います。

新たな参画の手法については他に意見等ありますか。全体を振り返って言い残したことなどあればそれも含めてお願いします。

○A委員

筑紫野市の意見募集についてですが、ホームページ記載文の中に「また、今回の意見募集は、多くの皆さんから、幅広い意見を頂くことを目的としたものであり、ご提案いただいた意見に対し、個別に回答を差し上げることはいたしませんので、ご了承下さいますようお願いいたします。」とあります。色々な意見が出て、その意見に対して審議会等で議論して結論が出てくるわけですから、これは大事なところだと思います。

○委員長

あくまで色々な考え、アイデアをいただくもので、それに対する答えを公開するものではないということですね。

○A委員

ある程度まとまった案に対する意見であれば答えられるかもしれませんが、そうではないわけですからね。それと、市内にパソコンをもっている方はどの程度居られるのでしょうか。私もほとんどの人が持っていると思っていますし、周知や公表というとホームページが一般的になってきていますが、持っておられない方もおり、驚くことがあります。

○事務局

パソコンの所有率が何割で、スマートフォンの所有率が何割で、というようなデータを見たような覚えがあります。近年中にスマートフォンがパソコンを上回ってくるとは思うのですがそういうデータをお示しすることが出来るようであれば次回の会議の際にお示しします。

(「平成29年度版情報通信白書」総務省)

○委員長

市レベルでのデータがあるのでしょうか。

○事務局

求めておられるようなデータになっているかは分かりませんが、おそらくあったような気がします。

(確認したところ、市町村レベルのデータは無し)

○B委員

大事なことですよね。市広報でも詳細はホームページでということがよくありますが、なければ見られないということになります。

○A委員

そういう意味においては、パブリックコメントの市広報記事を見ても、内容はホームページを見るか市役所や公民館などで閲覧出来るとなっていますが、パソコンを持っていない人は内容が良く分からないまま閲覧に行かなければいけません。興味を持って閲覧に行ったけれども、見てみるとあまり思った内容ではないかもしれないと思うと、閲覧に行く足は遠のいてしまいます。そういったことを防ぐ意味でも、市民が興味を持ちそうな主な変更点や検討のポイントなどは記載してあると、見てみようという気になると思いますし、見ていただくことで意見の提出や案件の理解につながると思います。

○委員長

ホームページだけではなく、紙媒体で出ている市広報も非常に重要です。限られた誌面の取り合いになっているかもしれませんから、実現できるかは分かりませんが、例えば参画コーナーのようなものがあれば啓発につながるかもしれませんね。

○B委員

それは良いですね。

○C委員

市広報を一年間保管している人はほとんどいません。年1回でも良いので、話題や課題をまとめて掲載すれば、利用価値が出てくると思います。

○B委員

それぞれの時期というものがありますから、毎回の市広報の決まった場所に今回の参画情報や協働情

報が粹組みされていれば、目に付くと思います。

○Ｃ委員

ホットな話題があれば毎回の記事に載せて、それとは別にまとめたものがあり、恒常的に続くものとしてとっておくものと、すぐに処分してよいものがあるというかたちが良いと思います。

○委員長

毎回続くものと、まとめたものが欲しいということで、これは並立することですね。大きなスペースでなくても良いのですが、毎回継続して記事が出ることは、参画と協働の意識付けには意味のあることかもしれません。

○Ｈ委員

今、インターネット環境の有無が話題になりましたが、前回の会議でＳＮＳの利用についての議論がありました。ホームページでは自分から見に行かないといけませんが、ツイッターやインスタグラムなどでは、一度フォローすればフォローした人の発言が届きますので、そういったものを利用して、例えばぶっちーがつぶやきましたというかたちで発信していくという方法も良いのではないかと思います。

○委員長

自動的に配信されるということですね。そういうシステムというのは元手がいるようなものなのでしょうか。

○事務局

防府市で公式にもっているＳＮＳのアカウントはフェイスブックになるのですが、各所属でつくることも出来なくはありません。フェイスブックについては、公募委員の募集やパブリックコメントの募集を掲載できないか管理部署に相談したことがあるのですが、全世界に発信する意味が薄く、本当に広い範囲に拡散したい内容が埋もれてしまう懸念があるので掲載は難しいということでした。

○委員長

その他、よろしいでしょうか。次回は今までの意見を踏まえた意見書の作成ということになります。では、本日の協議会はここまでとします。ありがとうございました。

○事務局

次回協議会の日程について

平成３０年１月１９日（金曜日） 午後６時３０分開始予定。

会場は防府市役所１号館３階第１会議室を予定。